

POINT

- ✓ 不公正な取引方法を用いることは一般の事業者と同様にJAも禁止されており、これまでのJAグループにおける違反事例の多くが上記の項目の中の「排他条件付取引」「拘束条件付取引」に該当しています。
- ✓ 複数の事業を関連させ（組合員の立場から考えて一体不可分なものは除く）、利用を義務付けること（例:A事業を利用する条件としてB事業の利用を義務付け）は、排他条件付取引・拘束条件付取引等に抵触する可能性が非常に高くなります。
- ✓ 違反した場合には排除措置命令が措置されており、法定の不公正な取引方法に該当する行為を行うと課徴金が課されることがあります（p14参照）。
- ✓ 「公正取引委員会が指定する行為」は公正な競争を阻害するおそれのある行為の中から指定され、すべての業種に適用される前記の「一般指定」のほか、特定の業種にだけ適用される「特殊指定」があります。
- ✓ 「公正な競争を阻害する恐れ」とは①事業者相互間の自由な競争を減少させ、または事業者が自由に競争に参加することが妨げられていないか、②価格・品質・サービスを中心とした能率競争の観点からみて競争手段が不公正でないか、③取引相手の意思決定を抑圧することにより自由競争基盤を侵害していないか、どうかで判断されます。



トピックス ガイドライン等（指針、考え方等）

- ✓ 公取委は、特殊指定とは別に、特定の業界や取引等について、独禁法の運用等の考え方を整理し、ガイドライン等として公表しています。
- ✓ ガイドライン等は、違法行為、判断基準やそれらの解釈について明確化することにより、独禁法違反行為の未然防止を目的としています。
- ✓ 農協ガイドラインも同様の目的を持って公表されており、JAの共同事業に固有の問題行為を中心に提起し、具体的事例を挙げながら解説しています。
- ✓ 農協ガイドラインによって、JAの適用除外制度が変更されたり独禁法の適用が強化されることはありませんが、違反となる行為が明確になったことから、JAグループの問題行為は、独禁法の専門知識を必ずしも持っていない組合員、一般消費者、取引先や競争事業者などの目にも映るようになりました。
- ✓ したがって、独禁法を理解し、遵守した事業活動が一層求められています。

JA事業に関連する主なガイドライン

農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（農協ガイドライン）
流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（流通・取引慣行ガイドライン）
不当廉売に関する独占禁止法上の考え方（不当廉売ガイドライン）
優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（優越的地位の濫用ガイドライン）
排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針

【カルテル(不当な取引制限)】:3条後段、2条6項(枠内は法律の文言そのものではありません)

事業者が、他の事業者と共同して対価を決定したり、数量などを制限する等、相互にその事業活動を拘束することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

<具体例>

❗ 同一業界に属する業者が連絡をとりあって、一斉値上げすること。



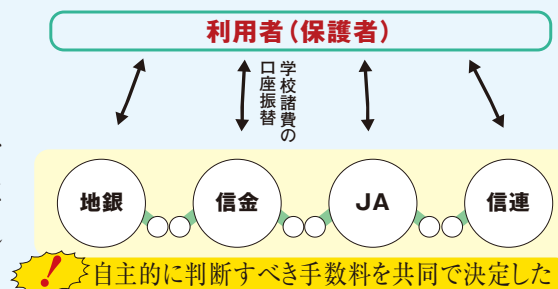
- ✓ 価格だけでなく、本来は事業者が自主的に判断していくべき生産数量、設備の新增設、取引の相手方(仕入先・販売先や販売地域)などを共同で決定する場合も含まれます。
- ✓ 違反した場合は、排除措置命令や罰則に加え、課徴金の納付命令があるほか、刑事罰も措置されています。
- ✓ 石油事業やガス事業では、地元の業界団体から価格引き上げ依頼がなされるケースも十分想定できるため、留意が必要です。

カルテルにかかる違反事例

それまで原則として手数料を徴収していなかった給食費、教材費、PTA会費等の学校諸費を保護者の預貯金口座から学校等(幼稚園・小学校・中学校)の口座に振り替える手数料を徴収することについて、JAおよび信連・地銀・信金が共同して、口座手数料を徴収することを合意し、このことについて情報交換等を行いながら、学校等と交渉し、手数料を有料化しました。

関係金融機関が、手数料徴収について協議・合意し、その結果、対価が引き上げられたと判断されました。

この事例では、①当該合意の破棄、②口座振替契約を締結している学校等に対し、当該合意を破棄した旨および今後は手数料を各自が自主的に決める旨命ぜられました。



【私的独占】:3条前段、2条5項(枠内は法律の文言そのものではありません)

他の事業者の事業活動を排除し、または支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限すること

<具体例>

❗ ダumpingにより競争者をつぶしたり(排除)、株式の取得や役員のパ遣といった力関係にものをいわせ、他の企業の事業活動に制約を加えること(支配)。

私的独占にかかる違反事例

特定共乾施設工事の施主代行業務の委託を受けた連合会が、受注すべき者を指示するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者が入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させていたとして、公取委から(支配型)私的独占として排除措置命令がなされました。

JAが行う事業の適用除外

- ✓ 公正かつ自由な競争を確保するためには、大企業の行為を制限するだけでなく、それに対抗する小規模事業者の組織化を進めることが有意義であり、JAが組合員のために行う共同事業については、独禁法の適用が除外されています（加入脱退の自由が制限されるなど独禁法第22条2号または4号の要件を欠く組合は、適用除外制度の対象とはなりません、該当するケースはほぼ想定されません）。
- ✓ このため、共同販売や共同購買、共同計算がカルテルに該当するとして問題になることはありませんが、以下の場合に該当すると一般の事業者と同様に独禁法が適用されます。
- ✓ 適用除外制度は、JA事業の根幹を支える極めて重要な制度です。今後とも制度が安定的に存続していくために、**独禁法遵守はJAグループ**にとって非常に重要となっています。

【適用除外とはならない場合】（枠内は法律の文言そのものではありません）

- ①「**組合の行為**」（農協法の趣旨からみて正当な事業の範囲）を**逸脱する行為**を行った場合
（例1:商系業者と話し合っ、価格や数量の制限等を行う場合）
（例2:本来各JAが独自に決めるべき組合員向け供給価格や販売手数料を複数JAで話し合う場合）
- ②**不公正な取引方法**を用いる場合（前述独禁法第19条）
- ③一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより**不当に（注）対価を引き上げる**こととなる場合

注:「③不当に対価を引き上げる」とは、適用除外制度の趣旨（小規模事業者の相互扶助）を逸脱して、支配的な地位を利用し消費者に向けて価格引き上げを強行するような行為と解されています。これまで違反を問われた事例はありません。

独禁法が禁止する行為

適用除外
（独禁法違反とならない分野）

※独禁法の適用が原則的に除外されているカルテルと私的独占であっても、上記枠内①と③の行為については適用除外ではありません。

